

可児市農業委員会第4回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年4月6日(月)午後3時30分から4時55分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、 山田 照男、菱川 幸夫、杉本 隆久、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、 小池一二三、渡邊 千春、可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉、土田 幸嗣、 仙石 廣男
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡邊 義信、書記 山本 尚美
議案	第22号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第23号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第24号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第25号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第26号 土地現況確認書(非農地)の証明について 第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議長	開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。
事務局	事務局から連絡事項が1件ございます。 土地の字名の呼び方についてです。現在、事務局では、税務課の土地台帳の大字及び字の地名のフリガナの表を使用しています。前任者でこの表の真偽の判定や訂正の仕方などを調査しましたが、判りませんでした。可児市では、使用できるものはこの表しかありませんので、事務局としては、委員会の皆様のご理解・ご協力を得て、引き続き、便宜上、事務執行上、この表を使用していくしかありませんので、よろしく申し上げます。なお、税務課とこの件について検討してまいりますので、よろしく申し上げます。 以上です。
議長	平成27年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は19名と定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。本日の署名委員は議長において、1

番奥村武司委員、2番生田信昭委員の両名を指名します。

議長 日程第2、議案22号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第22号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権の移転1件の申請があります。

受付番号1 兼山からの申請の案件は、譲渡人の愛知県北名古屋市の方と譲受人の兼山の方の間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字殿町外6筆、地目は畑及び田で、面積は合計3,065㎡、農振区域外の農地です。

譲受人は、譲受人の住居地周囲となる申請地を取得し、農業規模の拡張を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は7,615㎡となります。

この案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元委員から発言をお願いします。受付番号1兼山をお願いします。

山田委員 受付番号1について、7番山田が報告します。

周辺は畑と梅林で、売買による所有権の移転で、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 資料では外6筆、議案のほうは9筆ありますが、そのへんの整合性が悪いのではないですか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 一筆がア、イ、ウということで三つがあげられておりますが、それが結局一筆ですので、まとめまして6筆と表現させていただいております。

議長 大澤委員、よろしいですか。

大澤委員 そうした場合、議案の方も合わせられたほうがいいのではないですか。どちらかに合わせられたほうがいいと思いますが、いかがですか。

事務局 訂正したいと思います。ご指摘、ありがとうございます。

議長 事務局、ありがとうございます。大澤委員、よろしいですか。

他に、ご意見はございませんか。

事務局 訂正をお願いしたいと思います。議案書の合計を7筆と訂正させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長 他に、ございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第2、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議 長

日程第 3、議案第 23 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第 23 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は 3 件の申請があります。

受付番号 1 瀬田からの申請の案件は、申請人の愛知県丹羽郡大口町の方が一般個人住宅への進入路及び家庭菜園地を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字東屋敷、地目は畑、面積は 246 m²。申請地の東側は水路、西側は道路、南側は道路、北側は一体利用地の宅地となっており、農振地域内の農用地区域外の農地です。

転用事由としまして、北側に隣接する個人住宅への進入路及び家庭菜園用地として利用するものです。

なお、農地法の許可を受けずに進入路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、市役所支所広見東連絡所まで 470m 及び瀬田幼稚園まで 350m であることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 2 東帷子からの申請の案件は、申請人の土田の方が貸駐車場を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字髭前外 1 筆、地目は畑、面積は合計 269 m²。申請地の東側は転用許可済み地、西側は道路、南側は道路、北側は畑となっており、第 1 種住居地域の農地で許可後 1 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、近隣住民等のために月極めの貸駐車場とするとのこと

です。農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから第 3 種農地と判断されま

す。一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 3 今渡からの申請の案件は、申請人の今渡の方が共同住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字反目、地目は田、面積は 987 m²。申請地の東側は水路、西側は道路、南側は水路、北側は田と雑種地となっており、第 1 種住居地域の農地で許可後 1 年の計画としての申請です。

転用事由としまして、共同住宅 1 棟 8 戸を建築するものです。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから第 3 種農地と判断されま

す。一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 瀬田をお願いします。

渡邊委員

受付番号 1 について、14 番渡邊が報告します。

西側は道路、南側は道路、東側は水路、北側は住宅となっており、転用理由としましては、北側に隣接する個人住宅への進入路及び家庭菜園用地として利用するという事で、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はないということで、始末書がでておりますが、問題ないと思います。

議 長
勝野委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2 東帷子お願いします。
受付番号2 について、16 番勝野が報告します。

月極めの貸駐車場を建設したいということで、西可児土地区画整理事業区域内の土地であり、北側農地の隣地同意書がでており、南側は道路、西側は歩道、東側は今年1月6日に当総会で審議され許可された土地です。雨水は自然浸透で、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議 長
菱川委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3 今渡お願いします。
受付番号3 について、8 番菱川が報告します。

共同住宅を建築するという事で、上水道は前面道路から、下水道は公共下水を利用するという事で、土地改良の同意書もでており、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第3、議案第23号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第4、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第24号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転11件、交換による所有権移転2件、使用貸借権の設定3件、合計16件の申請があります。

受付番号1 中恵土からの申請の案件は、貸付人の中恵土の方と借受人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字野中、地目は畑、面積は85㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は一体利用地、南側は畑、北側は畑となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、西側隣接の宅地を一体利用して、貸付人の娘婿である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所まで390mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路雨水管渠、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっ

ていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 中恵土からの申請の案件は、譲渡人の瀬田の方と譲受人の中恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑で、面積は 244 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地、南側は畑、北側は農地転用済みの譲受人所有の一体利用地となっており、許可後 12 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、北側隣接の雑種地を一体利用して、譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所まで 420m であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 3 広見からの申請の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が運動公園の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字伊ノ木、地目は田で、面積は 547 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は農地転用済みの譲受人所有の一体利用地、西側は宅地、南側は道路、北側は譲受人所有の保育園敷地となっており、平成 26 年 12 月 22 日に農振除外の許可が下りております。許可後 1 年の計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接の譲受人所有地を一体利用して、北側隣接の保育園及び近接の介護老人施設用の運動公園として整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、事業施設が連たんしていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 4 広見からの申請の案件は、譲渡人の広見の方外 4 名と譲受人の下呂市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字大橋外 2 筆、地目はすべて田で、面積は合計 2,995 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は田、南側は道路、北側は田となっており、平成 26 年 12 月 22 日に農振除外の許可が下りております。許可後 8 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 10 区画の宅地造成を行い、分譲住宅を建築販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、とまつレディースクリニックまで 120m 及びさくら保育園まで 190m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 5 大森からの申請の案件は、譲渡人の大森の方と譲受人の大森の方との間

における交換による所有権の移転で、譲受人がお茶製造業駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字藤藪、地目は畑、面積は 82 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は交換対象地、南側は道路、北側は山林となっており、許可後 12 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、東側隣接の譲受人経営の製茶所用駐車場として利用する計画となっております。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんであることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。関連案件で 5 条受付番号 6 が交換対象地です。

受付番号 6 大森からの申請の案件は、譲渡人の大森の方と譲受人の大森の方との間における交換による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の庭とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字藤藪、地目は畑、面積は 79 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は交換対象地、西側は宅地、南側は道路、北側は山林となっており、許可後 12 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、西側隣接の譲受人の個人住宅の庭として利用する計画となっております。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんであることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。関連案件で 5 条受付番号 5 が交換対象地です。

受付番号 7 土田からの申請の案件は、貸付人の土田の方と借受人の東京都北区の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑、面積 347 m²。第 1 種住居地域の農地で、申請地の東側は宅地、西側は畑、南側は宅地、北側は畑となっており、許可後 1 年間の計画としての申請です。

転用事由としましては、東側隣接の宅地を一体利用して、貸付人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、一部の隣接農地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 8 土田からの申請の案件は、譲渡人の美濃加茂市の方と譲受人の岐阜市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字下切、地目は畑で、面積は 60 m²。近隣商業地域の農地で、申

請地の東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後平成 27 年 8 月末日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は西側隣接の宅地を一体利用して、3 区画の宅地分譲を行うとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに、祖父の代から宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 9 土田からの申請の案件は、譲渡人の土田の方外 2 名と譲受人の土田の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自動車部品加工業工場の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字西小池外 2 筆、地目はすべて田で、面積は合計 2,873 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路と田、南側は田、北側は一体利用地と宅地となっており、許可後 6 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は北側隣接の宅地を一体利用して、譲受人の工場を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が隣接しており、農地の一団が 10ha 未満であることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は市排水路、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 10 土田からの申請の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅の建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大池外 1 筆、地目は田で、面積は合計 381 m²。第 1 種住居地域の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は水路、北側は水路となっており、許可後平成 27 年 12 月末日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 2 区画の宅地造成を行い、分譲住宅を建築販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 11 下恵土からの申請の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の中恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の駐車場を建設する目的ため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東林泉、地目は畑で、面積は 58 m²。第 1 種住居地域の農地で、申請地の東側は譲渡人所有の農地転用済みの一体利用地、西側は宅地、南側は譲渡

人所有の農地転用済みの畑、北側は雑種地となっており、許可後平成 27 年 12 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、東側隣接の雑種地を一体利用して、北側に隣接する譲受人の住宅用駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 12 今渡からの申請の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の美濃加茂市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲のため転用許可を求め

るものです。土地の概要は、今渡字大東外 1 筆、地目はすべて畑で、面積は合計 972 m²。第 1 種住居地域の農地で、申請地の東側は宅地、西側は譲渡人所有の畑、南側は水路、北側は道路となっており、許可後 1 年間の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 4 区画の宅地造成を行い、分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 13 今渡からの申請の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲のため転用許可を求め

るものです。土地の概要は、今渡字中鳴子、地目は田で、面積は 590 m²。第 1 種住居地域の農地で、申請地の東側は水路、西側は宅地、南側は水路、北側は水路となっており、許可後 5 ケ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 3 区画の宅地造成を行い、分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 14 川合からの申請の案件は、譲渡人の川合の方と譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅の建築のため転用許可を求め

るものです。土地の概要は、川合字西野の一部外 1 筆、地目はすべて畑で、面積は合計 201.92 m²。第 1 種住居地域の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は譲渡人所有の畑、北側は道路となっており、許可後 6 ケ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人はモデルハウスを 1 棟建築して、分譲販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号15 川合からの申請の案件は、譲渡人の川合の方と譲受人の御嵩町の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の建設のため転用許可を求め

るものです。土地の概要は、川合字西野の一部、地目は畑で、面積は201.48㎡。第1種住居地域の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は転用許可済みの畑、北側は譲渡人所有の畑となっており、許可後1ケ年の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号16 川合北からの申請の案件は、貸付人の川合北の方と借受人の川合北の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が太陽光発電施設を建設する目的のため転用許可を求め

るものです。土地の概要は、川合北一丁目、地目は畑で、面積は398㎡。第1種住居地域の農地で、申請地の東側は宅地と畑、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後平成27年5月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人は太陽光発電設備18kwを設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣接農地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、

山田委員

発言をお願いします。受付番号1、2中恵土をお願いします。受付番号1について、西側は市道、周辺は住宅地で、隣地同意書がでており、排水は道路側溝ということで、農業用水への影響はなしで、問題ないと思いま

す。受付番号2について、雨水排水は自然浸透後、道路側溝ということで、農業用水への影響はなしで、問題ないと思いま

議長

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3、4広見をお願いします。

可児(隆)委員

受付番号3、4について、5番可児が報告します。

		<p>受付番号3について、転用許可された隣接地と合わせて運動公園にするということで、特に問題ないと思います。</p> <p>受付番号4について、昨年農振除外が許可された所で、10軒の住宅を建てるということで、問題ないと思います。</p>
議 可児(す)委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号5、6大森お願いします。</p> <p>受付番号5、6について、15番可児が報告します。</p> <p>昔の本家と新家の関係で、登記簿と現状が違っていたため今回交換するというこ とで、土地の中央に進入路を作っていたため、始末書がでております。雨水排水は自然浸透、農業用水への影響はなしで、問題ないと思います。</p>
議 堀井委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号7土田お願いします。</p> <p>受付番号7について、11番堀井が報告します。</p> <p>一般個人住宅を建てるということで、雨水排水、下水等はすべて整備されており、問題ないと思います。</p>
議 井藤委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号8土田お願いします。</p> <p>受付番号8について、10番井藤が報告します。</p> <p>西側宅地と一体化して3区画の宅地造成をするということで、通路として使われていたため始末書が提出されております。雨水排水は東側、南側の道路側溝へ排水、上下水は東側、南側道路の埋設管に接続ということで、問題ないと思います。</p>
議 堀井委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号9土田お願いします。</p> <p>受付番号9について、11番堀井が報告します。</p> <p>自動車部品の加工工場を建築するというこ とで、土地改良組合の同意書及び隣地耕作者の同意書が提出されております。雨水排水、下水等は一般基準を満たしており、問題ないと思います。</p>
議 井藤委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号10土田お願いします。</p> <p>受付番号10について、11番井藤が報告します。</p> <p>2区画の宅地造成をするということで、土地改良の協議書が提出されており、雨水は南側道路側溝、下水は南側道路に埋設済みの下水道に接続、農業に支障はなく、問題ないと思います。</p>
議 可児(勉)委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号11下恵土お願いします。</p> <p>受付番号11について、17番可児が報告します。</p> <p>数十年前から雑種地としていたため始末書がでておりますが、問題ないと思います。</p>
議 菱川委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号12、13今渡お願いします。</p> <p>受付番号12、13について、8番菱川が報告します。</p> <p>受付番号12について、分譲住宅ということで、上下水道は前面道路からと公共下水ということで、問題ないと思います。</p> <p>受付番号13について、分譲住宅ということで、上下水道は前面道路からと公共下水ということで、土地改良の同意書も添付されており、問題ないと思います。</p>
議 杉本委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号14、15川合お願いします。</p> <p>受付番号14、15について、9番杉本が報告します。</p> <p>以前にもありましたが、宅地としては良好な所ですので、問題ないと思います。</p>
議 大澤委員	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号16川合北お願いします。</p> <p>受付番号16について、12番大澤が報告します。</p>

この地域については、川合土地区画整理事業が施行された時点で宅盤整備されております。今回は親子の貸借で太陽光発電設備を設置するというので、区画整理地内ですので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、議案第 24 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 5、議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は 2 件の申請です。

受付番号 1 兼山からの申請の案件は、当初事業者の岐阜市の法人から事業承継者の岐阜市の法人への売買による所有権の移転で、建築業資材置場を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字餅投、地目は田、面積は 128 m²。農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は水路、南側は事業承継者の所有地、北側は水路となっております。

継承事由としましては、当初事業者は焼却場敷地として転用許可を受けたが、経営破綻したため、事業承継者が南側敷地を一体利用して、資材置場とするものです。

一般基準判定につきましては、雨水排水は市排水路、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 久々利からの申請の案件は、当初事業者の谷迫間の方から事業承継者の柿下の法人への売買による所有権の移転で、給排水管・機械設備製造業駐車場を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字八反田外 1 筆、地目は田と畑、面積は合計 94 m²。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は水路、南側は原野、北側は水路となっております。

継承事由としましては、当初事業者は駐車場敷地として転用許可を受けたが、相続人不在のまま亡くなったため、近接する事業承継者が引き継ぎ、駐車場敷地として利用するものです。

一般基準判定につきましては、雨水排水は市排水路、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がりましたが、地元の委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 兼山お願いします。

山田委員 受付番号 1 について、7 番山田が報告します。

経営破綻したため、継承者が一体利用して資材置場にするということで、木曽川沿い

議 長 の高台にあり、排水は問題ないと思いますので、農業用水への影響はないと思います。
仙石委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 久々利をお願いします。
受付番号 2 について、19 番仙石が報告します。
相続人不在のまま亡くなったため、近くの機械設備製造会社の方が駐車場として利用
するということで、特に問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご
意見、ご質問等はございませんか。
【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。日程第 5、議案第 25 号、農地法第 5
条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、原案のとおり
県に進達することにご異議ございませんか。
【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 6、議案第 26 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、を議題とい
たします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第 6、議案第 26 号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させて
いただきます。今月は 2 件の申請があります。
受付番号 1 下恵土からの申請の案件は、下恵土の方が所有する畑です。
土地の概要は、下恵土字高島外 1 筆、畑、面積は合計 404㎡。昭和 33 年頃から建物を建築
して以来、宅地として現在に至る。今回、非農地申請を行うものです。
受付番号 2 今渡からの申請の案件は、名古屋市中区の方外 1 名の方が所有する畑で
す。
土地の概要は、今渡字町外 1 筆、畑、面積は合計 786㎡。昭和 41 年頃から建物を建築し
て以来、宅地として現在に至る。今回、非農地申請を行うものです。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から、
発言をお願いします。受付番号 1 下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号 1 について、17 番可児が報告します。
数十年前から住宅が建っており、現状としましては完全に非農地です。

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 今渡をお願いします。
菱川委員 受付番号 2 について、8 番菱川が報告します。
長年建物が建っており、昭和 41 年頃からのということで、農地ではありません。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご
意見、ご質問等はございませんか。
【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。日程第 6、議案第 26 号、土地現況確
認申請書（非農地）の承認については、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとし
て、これを判断し、通知することに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり通知することに決しました。

議 長 日程第7、議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。受付番号9番から11番は、8番菱川幸夫委員が申請人となっていることから、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、菱川委員の退席をお願いします。

(菱川幸夫委員退席)

議 長 受付番号9番から11番の審議をいたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

受付番号9番 貸人の今渡の方と借人の今渡との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、今渡字金屋、地目は田、面積は955㎡、再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号10番から11番は、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の西帷子の方外1名と借人の今渡の方との間での賃貸借権の設定です。

土地の概要は、土田字下畑外2筆、地目はすべて畑、面積は合計2,466㎡、再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第7、受付番号9番から11番の議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

ここで、菱川幸夫委員の着席をお願いします。

(菱川幸夫委員着席)

議 長 前後しましたが、これより引き続き受付番号1番から8番の審議をいたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。今回の利用権の設定内容は、賃貸借4件、使用貸借7件で合計11件、13,066㎡の集積となります。

受付番号1番から2番は、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の下恵土の方外1名と借人の土田の特定非営利活動法人との間での賃貸借権の設定です。

土地の概要は、下恵土字中島外1筆、地目はすべて田、面積は合計1,900㎡、新規設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号3番は、貸人の柿下の方と借人の久々利の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字川原田、地目は田、面積は1,654㎡、再設定で平成32年までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号4番は、貸人の柿下の方と借人の久々利柿下入会の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字川原田、地目は田、面積は2,545㎡、再設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。

受付番号5番は、貸人の羽崎の方と借人の羽崎の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、羽崎字川原、地目は田、面積は1,668㎡、再設定で平成32年までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号6番は、貸人の土田の方と借人の土田の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、塩字四反田、地目は田、面積は1,006㎡、再設定で平成32年までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号7番は、貸人の塩の方と借人の虹ヶ丘の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、塩字山田、地目は田、面積は674㎡、新規で平成32年までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号8番は、貸人の土田の方と借人の土田の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、土田字大道、地目は田、面積は198㎡、再設定で平成37年までの10年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第7、受付番号1番から8番の議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議 長 日程第8、議案第28号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第28号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。今回は3月1日から3月31日までに受理した5件の案件について報告させていただきます。

谷迫間の方外4名からの届出の案件は、田15筆、面積は10,816㎡、畑15筆、面積は3,048㎡の合計30筆、面積は13,864㎡です。

いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議

長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成 27 年第 4 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
誠に、ご苦勞様でございました。